

平成30年度の国民健康保険事業費納付金 及び標準保険料率等について(案)

- 平成30年度から、県は市町村とともに国民健康保険の保険者となり、市町村から国民健康保険事業費納付金を徴収するとともに、療養の給付等に要する費用(医療費から本人負担を除いた額)の支払に必要な額を市町村へ交付することとなります。また、県は、各市町村の国民健康保険事業費納付金額等を踏まえ、標準的な保険料水準として「標準保険料率」を市町村へ通知し、公表することとされています。
- 今般、県において、国から示された係数等を用いて、平成30年度の国民健康保険事業費納付金や標準保険料率等(案)の算定を行ったため、ここに公表するものです。

(注) この資料の「一人当たり保険税必要額」は、低所得者に対する軽減措置や、一般会計繰入等による市町村独自の負担軽減を反映していないため、被保険者の実際の負担額とは異なります。



平成30年2月9日

鹿児島県保健福祉部 保健医療福祉課国保指導室

< 目 次 >

1 主な前提等

- (1) 国民健康保険事業費納付金等の算定に係る主な前提 P 1
- (2) 国民健康保険事業費納付金等における本県の主な算定方針等について P 2
- (3) 平成30年度の国民健康保険事業費納付金の算定に当たり知事が定める数 P 3
- (4) 年齢調整後医療費指数 P 4
- (5) 国民健康保険事業費納付金等の算定における公費の拡充の反映 P 5

2 算定結果

- (1) 一人当たり保険税必要額(激変緩和措置) P 6
- (2) 国民健康保険事業費納付金 P 12
- (3) 標準保険料率 P 13
- (4) 国民健康保険保険給付費等交付金(普通交付金) P 14

参考資料

- 鹿児島県国民健康保険運営方針<概要版>の抜粋 P 15

1 (1) 国民健康保険事業費納付金等の算定に係る主な前提

【主な前提】

- (1) 平成30年度の公費拡充1,700億円のうち、約1,600億円を反映(全国ベース)。
※ 本県では、27億円程度の公費拡充を反映。
- (2) 対象年度は平成30年度。
- (3) 平成28年度決算ベースの一人当たり保険税額(年額)と丈比べを行い、保険税負担が急激に上昇しないよう激変緩和措置を行う。
※ 激変緩和措置の具体的な方法については、国のガイドライン等を踏まえ、県と市町村で協議によりとりまとめた手法を用いている。
- (4) 算定方法に係るその他の主な前提(いずれも県国保運営方針に記載のとおり)
 - ・ α (医療費指数反映係数) = 1
 - ・ β (所得シェア反映係数) = 本県の所得係数
(医療分:0.65程度, 後期高齢者支援金等分:0.68程度, 介護納付金分:0.66程度)
 - ・ 標準的な収納率は、平成26年度～28年度の3ヶ年平均
 - ・ 標準的な算定方式は3方式
 - ・ 「H30保険税必要額(標準保険料率ベース)A」は、平成30年度の医療費や所得の見込み等を用いて算定。
 - ・ 「H28保険税必要額(H28決算ベース)B」は、年報や療給データ等から算出した平成28年度の保険税収納必要総額の決算額(決算補填等目的の法定外一般会計繰入額等は反映していない)であり、県で算出したものである。
- (5) 激変緩和措置に係る主な前提
 - ・ 「H30保険税必要額(標準保険料率ベース)A」が、「H28保険税必要額(H28決算ベース)B」から一定割合を超えて上昇する場合は、特例調整交付金、追加激変緩和額(国特調)及び県繰入金1号分を活用し上昇を抑える。
(一定割合 = 1.36%(単年度0.68%))
 - ・ 激変緩和措置のための県繰入金1号分を活用する場合は、その相当額の一部に対し、激変緩和措置のための特例基金を活用し、ほかの市町村に影響が出ないよう配慮。

1 (2) 国民健康保険事業費納付金等における本県の主な算定方針等について

項 目		算 定 方 針 等
1 算定方針 基礎的な	①県又は二次医療圏ごとで統一の保険料水準とするか	統一の保険料水準とはしない。 (※統一に向けては引き続き検討)
	②県又は二次医療圏ごとで高額医療費を共同で負担するための調整を行うか。	高額医療費を共同で負担するための調整は行わない。
	③納付金として集め、また同時に保険給付費等交付金で交付する対象範囲を療養の給付等以外の出産育児一時金、葬祭費、保健事業等に拡大するか	対象範囲は拡大しない。
2 主に納付金の算定に必要な 係数、方針	① α (医療費指数反映係数)の設定の仕方	保険料水準を当面統一化しないため、 $\alpha=1$ を基本 (激変緩和で α の調整は基本行わない)
	② β (所得シェア反映係数)の設定の仕方(医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分) ※必要に応じ、 β' についても設定	β =所得係数を基本 (激変緩和で β の調整は基本行わない)
	③賦課限度額 (医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分、市町村標準保険料率の算定にも当該賦課限度額を用いる)	地方税法施行令に示されている限度額とする。 (H29:医療分54万円、後期分19万円、介護分16万円)
	④保険者努力支援制度の県分の扱い	納付金総額から差し引く。
	⑤所得のシェアや人数のシェアで納付金の配分を行う際、世帯数や資産税総額を勘案するかどうか	世帯数を勘案する。(=3方式(所得割, 均等割, 平等割))
3 主に標準保険料率の算定に必要な 係数、方針	①標準的な収納率 (医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分/各市町村の規模別等)	各市町村の実態に応じた収納率とし、直近3ヶ年の平均値により設定する。
	②標準的な算定方式(2方式, 3方式, 4方式)	3方式(所得割, 均等割, 平等割)
	③所得割指数, 資産割指数, 均等割指数, 平等割指数 (医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分)	所得割指数=1.0, 均等割指数=0.7, 平等割指数=0.3
	④県繰入金(1号分)を活用した激変緩和措置の調整する範囲 (標準保険料率の算定に必要な保険料総額(e)の増加を一定割合以内に収める際の基準)	平成28年度からの自然増率(保険料収納必要総額ベース) ※ただし、自然増率がマイナスの場合は0%とする。 ※医療、後期、介護、計のそれぞれに設定
	⑤保険者努力支援制度の県分の扱い(再掲)	2④と同じ

※考え方は国保運営方針に記載のとおり

1 (3) 平成30年度の国民健康保険事業費納付金の算定に当たり知事が定める数

<ポイント>

- 国民健康保険事業費納付金の算定については、「鹿児島県国民健康保険条例(以下「条例」という。)」又は「国民健康保険保険給付費等交付金, 国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令(以下「省令」という。)」の規定において, 毎年度知事が定めることとされている係数がある。
- これらの係数は, 納付金の算定上重要な係数であるため, 予め, 都道府県国民健康保険運営方針でその算定方針等を定めることとされており, 本県においても, 平成29年11月に作成した「鹿児島県国民健康保険運営方針」でこれらの算定方針等を定めている。

係数名	知事が定める数	根拠規定	解説
医療費指数反映係数	1	条例第11条	<ul style="list-style-type: none"> ・厚労省の納付金等ガイドライン(H29.7月版)では「α」。 ・各市町村の医療費水準(年齢調整後医療費指数)を納付金の配分にどの程度反映させるかを決定する係数である。 ・$0 \leq \alpha \leq 1$で知事が定めることとされており, 本県では医療費水準を全て納付金の配分に反映させるため, 「1」とする。
一般納付金所得係数	0.6527565023628	条例第13条	<ul style="list-style-type: none"> ・厚労省の納付金等ガイドライン(H29.7月版)では「β」。 ・納付金の配分において, 応能: 応益 = $\beta : 1$とすることとされており, 本県では「所得係数 = 本県の一人当たり所得金額 / 全国平均の一人当たり所得金額」とすることとしている。 ・βの計算は厚労省が行い, H29.12.25付けの国確定係数通知で示されている。
後期高齢者支援金等納付金所得係数	0.6829518489223	条例第17条	
介護納付金納付金所得係数	0.6631227657724	条例第21条	
一般納付金被保険者均等割指数	0.7	条例第16条	<ul style="list-style-type: none"> ・納付金の配分において, 均等割(被保険者数割)と平等割(世帯数割)を按分するための係数。 ・均等割指数は$0 < \text{指数} < 1$で知事が定めることとされており, 本県では均等割: 平等割 = 7:3とし, 均等割指数は「0.7」とすることとしている。
後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数	0.7	条例第20条	
介護納付金納付金被保険者均等割指数	0.7	条例第24条	
一般納付金基礎額調整係数	0.8408238239471	省令第10条	<ul style="list-style-type: none"> ・厚労省の納付金等ガイドライン(H29.7月版)では「γ」。 ・納付金基礎額を市町村に按分した後に, 納付金基礎額と按分後の市町村計を合わせるための調整係数である。 ・省令では, 計算式を2通り規定し, 知事が選択することとされている。本県では第1号の計算式を選択する(納付金算定において標準収納割合の調整は行わない)こととしている。 ・一般納付金基礎額調整係数(医療分)では, 医療費水準を反映させることから調整係数が「0.84程度」となっているが, 後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数と介護納付金納付金基礎額調整係数は端数調整のみであるためほぼ「1」となる。
後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数	0.9999999980230	省令第16条	
介護納付金納付金基礎額調整係数	0.9999999950189	省令第25条	

1 (4) 年齢調整後医療費指数

<ポイント>

- 年齢調整後医療費指数は、各市町村の「年齢構成の差異を調整した医療費水準」であり、この水準が全国平均と同じである場合は指数は1となり、全国平均より高い場合は1より高く、低い場合は1より低くなる。
- 年齢調整後医療費指数は、過去3ヶ年(H26～28)の各年齢階級(5歳階級別)における全国平均の一人当たり医療費、各市町村の一人当たり医療費実績及び被保険者数から算出され、各市町村の納付金の算出に用いられる。

市 町 村 名	年齢調整後医療費指数
鹿 児 島 市	1.2228941873768
鹿 屋 市	1.0583702196190
枕 崎 市	1.2772387255445
阿 久 根 市	1.2982027978101
出 水 市	1.2389682223257
指 宿 市	1.2516505973864
西 之 表 市	1.0366287741192
垂 水 市	1.2387804913176
薩 摩 川 内 市	1.2108097543049
日 置 市	1.2361573675026
曾 於 市	1.1609771397079
霧 島 市	1.2576838828398
いちき串木野市	1.3294304212877
南 さ つ ま 市	1.3533726985746
志 布 志 市	1.0812389876212
奄 美 市	1.0346326249592
南 九 州 市	1.2523035226867
伊 佐 市	1.2398278690610
始 良 市	1.1567742582988
三 島 村	1.1345889753450
十 島 村	0.8568400195701
さ つ ま 町	1.2989069345333

市 町 村 名	年齢調整後医療費指数
長 島 町	1.2011682721823
湧 水 町	1.1788841630669
大 崎 町	1.1876875340930
東 串 良 町	1.1523893068203
錦 江 町	1.1813798023491
南 大 隅 町	1.1483071487985
肝 付 町	1.1346793902429
中 種 子 町	0.9405550927470
南 種 子 町	0.9850277733470
屋 久 島 町	1.0197446350675
大 和 村	1.1500205806123
宇 検 村	1.1403661329525
瀬 戸 内 町	1.2218003107142
龍 郷 町	1.1732473270371
喜 界 町	0.8995486208860
徳 之 島 町	0.9897369258988
天 城 町	1.0466999878507
伊 仙 町	0.99204440527876
和 泊 町	0.9050914205575
知 名 町	0.9896876798600
与 論 町	0.8423532117506

1 (5) 国民健康保険事業費納付金等の算定における公費の拡充の反映

<ポイント>

- 平成30年度からの公費拡充1,700億円(全国ベース)のうち、納付金等の平成30年度本算定では1,600億円を算入することとされ、本県では27億円程度を反映している。
- 本算定で算入されていない100億円は特別調整交付金(市町村分)である(平成30年度執行ベースで拡充される。)

	公費拡充額	H30年度本算定			本算定への 反映方法
		全国ベース	本県配分額	全国ベースに 占めるシェア	
合計	1,700億円	1,600億円	27.4億円	1.7%	
財政調整機能の強化	800億円	700億円	15.4億円	2.2%	
普通調整交付金	300億円	300億円	9.2億円 <small>(※1)</small>	3.1%	納付金算定基礎額から差し引く
特例調整交付金	300億円	300億円	4.1億円	1.4%	激変緩和措置に活用(※3)
特別調整交付金 (都道府県分)	100億円	100億円	2.1億円 <small>(※2)</small>	2.1%	納付金算定において各市町村へ 再配分
特別調整交付金 (市町村分)	100億円	0億円	0億円	—	—
保険者努力支援制度	837億円 <small>※別途特別調整交付金より163億円</small>	837億円 <small>※別途特別調整交付金より163億円</small>	11.3億円 <small>※別途特別調整交付金より2.7億円</small>	1.3%	
都道府県分	500億円	500億円	5.8億円	1.2%	納付金算定基礎額から差し引く
市町村分	337億円 <small>※別途特別調整交付金より163億円</small>	337億円 <small>※別途特別調整交付金より163億円</small>	5.5億円 <small>※別途特別調整交付金より2.7億円</small>	1.6%	標準保険料率の算定に必要な保 険料総額から差し引く
特別高額医療費共同事業 への国庫補助の拡充	60億円	60億円	0.7億円	1.2%	各市町村の納付金額から差し引 く

(※1) 普通調整交付金のH30年度本算定本県配分額は、H27年度決算ベース普調の本県配分割合3.1%に、300億円を乗じて算出したもの。

(※2) 特別調整交付金(都道府県分)のH30年度本算定本県配分額は、拡充分の100億円見合いの額である(総額200億円見合いでは4.1億円)。

(※3) 特例調整交付金の他に特別調整交付金による追加激変緩和額として全国ベース100億円(本県配分額1.4億円)が新たに配分された(ただし、公費拡充分ではないため、本表には未記載)。

2 (1) 一人当たり保険税必要額の概要

激変緩和前

(注) このページは激変緩和前の数値であり、最終的な算定結果ではない。最終的な数値は9ページの「激変緩和後」を参照。

本算定結果の保険税必要額への影響(激変緩和前の概要)

ア 一人当たり比較(県平均)

- ・ **H30保険税必要額(標準保険料率ベース)** **102,203円 A (年額)**
※H30年度からの国の公費拡充をほぼ反映(ただし激変緩和措置に用いる財源は投入していない)。
※標準的な収納率調整前の収納必要額(e)。
※医療給付費分, 後期高齢者支援金等分, 介護納付金分の合計額。
- ・ **H28保険税必要額(H28決算ベース)** **98,292円 B (年額)**
- ・ **比較 A-B(伸び率)** **3,911円(+3.98%) ※単年度換算1.97%**
※この金額は, 低所得者に対する国保税の軽減措置や, 一般会計繰入等による市町村独自の負担軽減を反映していないため, 被保険者の実際の負担額とは異なる。

○ 県平均の一人当たり保険税必要額(A-B)が増加する主な理由

- ・ 医療費の増加及び被保険者数の減少等により, 平成28年度と比較して平成30年度は一人当たり保険給付費等の増加が見込まれるため。
※平成30年度からの診療報酬改定は算定に反映している。

イ 個別市町村の状況

- ・ 増加した市町村 **23市町村**
うち増加率が30%以上 **0市町村**
- ・ 減少した市町村 **20市町村**
うち減少率が30%以上 **2村**

○ 個別の市町村で増減が発生する主な理由(制度改革に伴う理由)

- ・ 現行制度では, 市町村がそれぞれ, 実際にかかった保険給付費等を負担し, 公費等を受け入れているが, 新制度では, 保険給付費等の負担は年齢調整後の医療費水準や所得水準等に基づき納付金制度により負担することに加え, 国普通調整交付金や前期高齢者交付金等の公費等も一旦都道府県が受け入れることとなり, 公費等の入り方がこれまでと変わるため。

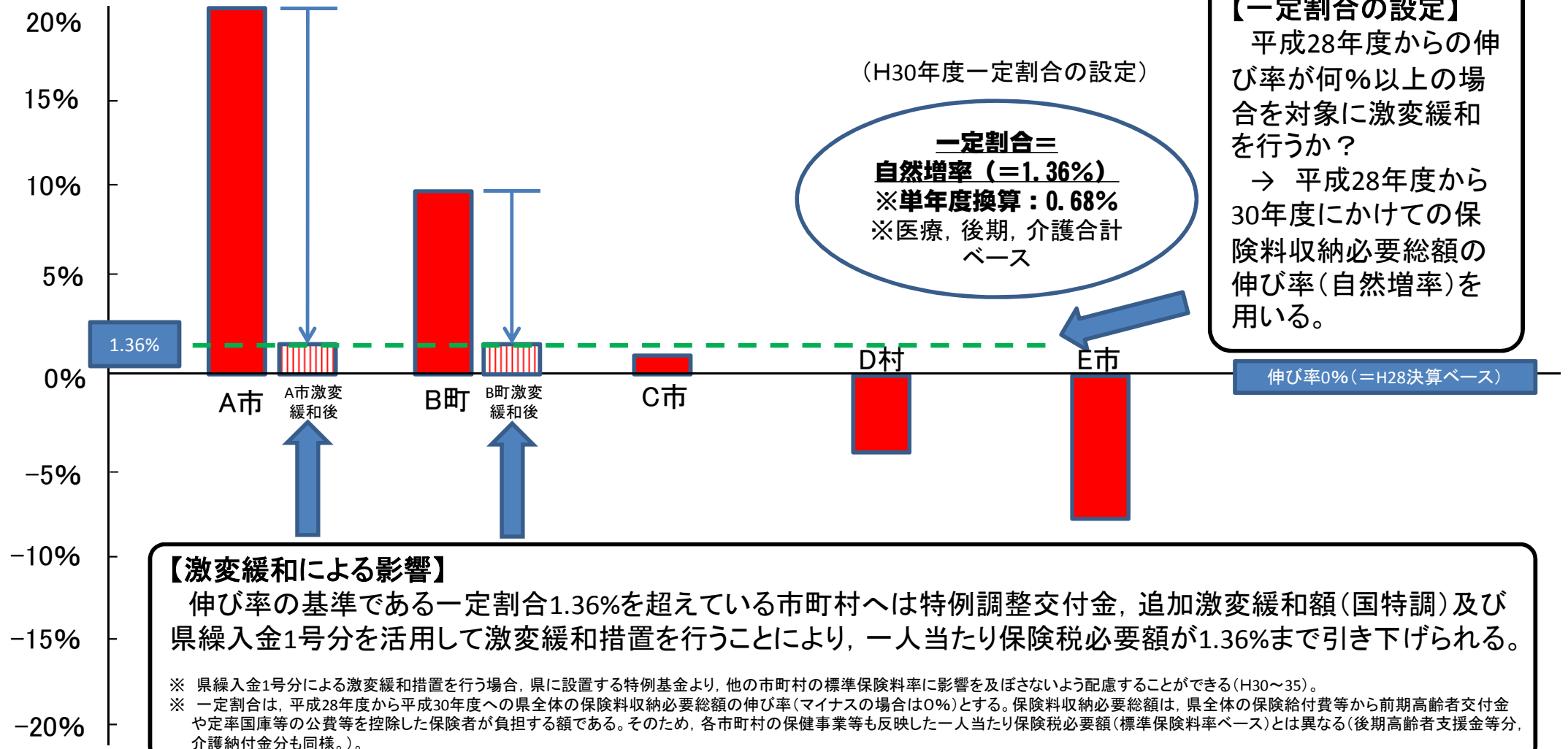
2 (1) 一人当たり保険税必要額の激変緩和について

<ポイント>

- 平成30年度の一人当たり保険税必要額が、平成28年度決算ベースと比較して一定割合(1.36%(単年度換算0.68%))以上に増加する市町村に対しては、激変緩和措置を行い、伸び率を一定割合以下に引き下げる。

【一人当たり保険税必要額の平成28年度からの伸び率】

丈比への対象は平成28年度で固定であり、平成30年度は2年間の伸び、31年度は3年間の伸び…を基準に激変緩和を検討する。



2 (1) 激変緩和措置の概要

<ポイント>

- 平成30年度の一人当たり保険税必要額の伸び率を一定割合(1.36%(単年度換算0.68%))以下に引き下げるため、総額16億51百万円の激変緩和措置所要額が必要となり、その財源は特例調整交付金、追加激変緩和額(国特調)及び県繰入金1号分を用いている。

		激変緩和前	激変緩和後	
一定割合(※)	—	—	合計 医療給付費分 後期高齢者支援金等分 介護納付金分	1.36% 2.90% 0.47% 0.00% 単年度換算:0.68% 単年度換算:1.44% 単年度換算:0.23% 単年度換算:0.00%
下限設定	—	—	なし	
激変緩和措置所要額		—	16億51百万円	
財源	特例調整交付金	—	4億10百万円	
	追加激変緩和額(国特調)	—	1億37百万円	
	県繰入金1号分	—	11億4百万円	
特例基金の活用		—	4億10百万円	
H30保険税必要額(標準保険料率ベース)A(県平均, 年間)		102,203円	97,978円	
H30保険税必要額(標準保険料率ベース)Aの平成28年度決算ベースBからの伸び率(県平均, 年間)		3.98%(単年度換算:1.97%)	▲0.32%(単年度換算:▲0.16%)	
	最大伸び率	26.92%(単年度換算:12.66%)	1.36%(単年度換算:0.68%)	
	最小伸び率	▲42.89%(単年度換算:▲24.43%)	▲42.89%(単年度換算:▲24.43%)	
	増加市町村数	23	23	
	減少市町村数	20	20	

※ 一定割合は、平成28年度から平成30年度への保険料収納必要総額の伸び率である(マイナスの場合は0%)。保険料収納必要総額は、保険給付費等から前期高齢者交付金や定率国庫等の公費等を除いた額である(後期高齢者支援金等分、介護納付金分も同様)。

本算定結果の保険税必要額への影響(激変緩和後の概要)

ア 一人当たり比較(県平均)

・ **H30保険税必要額(標準保険料率ベース)** **97,978円 A (年額)**

※H30年度からの国の公費拡充をほぼ反映。

※標準的な収納率調整前の収納必要額(e)。

※医療給付費分, 後期高齢者支援金等分, 介護納付金分の合計額。

・ **H28保険税必要額(H28決算ベース)** **98,292円 B (年額)**

・ **比較 A-B(伸び率)** **▲314円(▲0.32%) ※単年度換算▲0.16%**

※この金額は, 低所得者に対する国保税の軽減措置や, 一般会計繰入等による市町村独自の負担軽減を反映していないため, 被保険者の実際の負担額とは異なる。

- 激変緩和前より県平均の一人当たり保険税必要額(A-B)が減少(102,203円→97,978円(▲4,225円))する理由
- ・ 激変緩和措置において, 特例調整交付金, 追加激変緩和額(国特調), 県繰入金1号分(激変緩和用)及び特例基金の活用を行ったことにより, 県全体の保険税必要額が減少したため。

イ 個別市町村の状況

- ・ 増加した市町村 **23市町村**
うち増加率が30%以上 **0市町村**
- ・ 減少した市町村 **20市町村**
うち減少率が30%以上 **2村**

2 (1) 一人当たり保険税必要額 (市町村ごとの状況・激変緩和措置後比較)

市町村単位の保険税必要額への影響(激変緩和の前後)

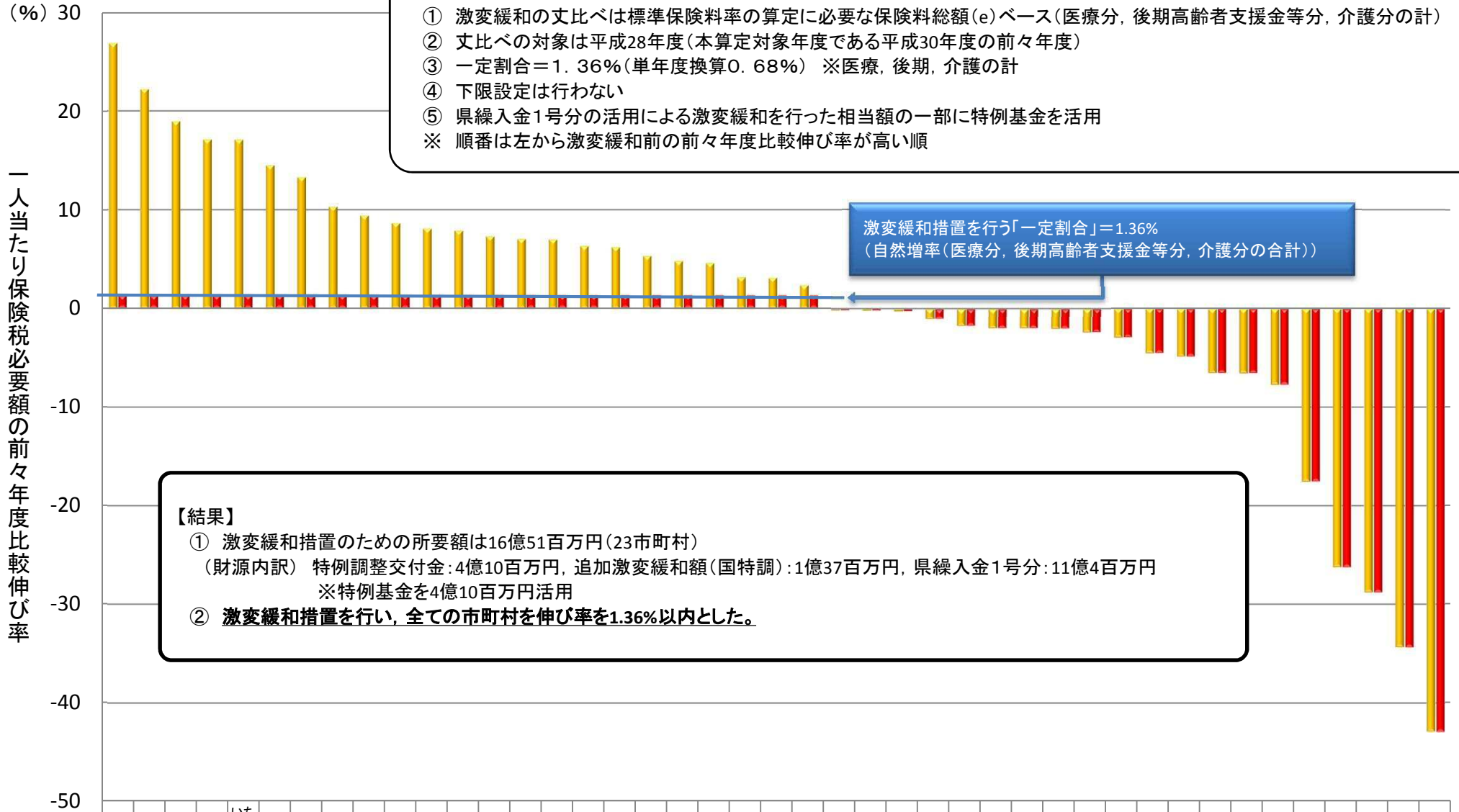
【激変緩和】前提:一定割合=1.36%(単年度換算0.68%),下限設定なし

※市町村の順番は,④(激変緩和前の伸び率)が高い順である。

市町村名	一人当たり保険税必要額									
	H28決算 ベース B	H30標準保険料率ベース A					激変緩和後			
		激変緩和前		激変緩和後			激変緩和前		激変緩和後	
金額 ①	金額 ②	H28決算ベースB との差額 ③(②-①)	2年伸び率 ④(③/①)	単年度換算 伸び率 ⑤(④単年度換算後)	金額 ⑥	H28決算ベースB との差額 ⑦(⑥-①)	2年伸び率 ⑧(⑦/①)	単年度換算 伸び率 ⑨(⑧単年度換算後)		
円	円	円	%	%	円	円	%	%		
十島村	68,530	86,981	18,451	26.92	12.66	69,465	935	1.36	0.68	
大崎町	95,308	116,543	21,235	22.28	10.58	96,608	1,300	1.36	0.68	
屋久島町	70,508	83,915	13,407	19.01	9.09	71,470	962	1.36	0.68	
南種子町	91,820	107,588	15,768	17.17	8.25	93,071	1,251	1.36	0.68	
いちき串木野市	102,197	119,711	17,514	17.14	8.23	103,590	1,393	1.36	0.68	
薩摩川内市	94,309	108,027	13,718	14.55	7.03	95,595	1,286	1.36	0.68	
さつま町	107,968	122,401	14,433	13.37	6.47	109,440	1,472	1.36	0.68	
伊佐市	98,880	109,099	10,219	10.33	5.04	100,228	1,348	1.36	0.68	
東串良町	123,647	135,342	11,695	9.46	4.62	125,333	1,686	1.36	0.68	
和泊町	86,623	94,157	7,534	8.70	4.26	87,803	1,180	1.36	0.68	
垂水市	101,576	109,849	8,273	8.14	3.99	102,961	1,385	1.36	0.68	
西之表市	83,922	90,588	6,666	7.94	3.90	85,067	1,145	1.36	0.68	
南大隅町	100,459	107,832	7,373	7.34	3.60	101,828	1,369	1.36	0.68	
阿久根市	98,704	105,696	6,992	7.08	3.48	100,049	1,345	1.36	0.68	
鹿児島市	102,267	109,480	7,213	7.05	3.47	103,662	1,395	1.36	0.68	
湧水町	90,284	96,046	5,762	6.38	3.14	91,516	1,232	1.36	0.68	
喜界町	68,637	72,942	4,305	6.27	3.09	69,572	935	1.36	0.68	
与論町	81,756	86,159	4,403	5.39	2.66	82,870	1,114	1.36	0.68	
始良市	97,196	101,936	4,740	4.88	2.41	98,522	1,326	1.36	0.68	
指宿市	106,138	111,085	4,947	4.66	2.30	107,585	1,447	1.36	0.68	
出水市	90,841	93,748	2,907	3.20	1.59	92,080	1,239	1.36	0.68	
知名町	79,036	81,531	2,495	3.16	1.57	80,114	1,078	1.36	0.68	
瀬戸内町	65,169	66,742	1,573	2.41	1.20	66,058	889	1.36	0.68	
霧島市	95,152	94,994	▲158	▲0.17	▲0.08	94,994	▲158	▲0.17	▲0.08	
志布志市	94,150	93,968	▲182	▲0.19	▲0.10	93,968	▲182	▲0.19	▲0.10	
曾於市	110,207	109,936	▲271	▲0.25	▲0.12	109,936	▲271	▲0.25	▲0.12	
徳之島町	64,108	63,427	▲681	▲1.06	▲0.53	63,427	▲681	▲1.06	▲0.53	
日置市	103,157	101,336	▲1,821	▲1.77	▲0.89	101,336	▲1,821	▲1.77	▲0.89	
肝付町	96,015	94,093	▲1,922	▲2.00	▲1.01	94,093	▲1,922	▲2.00	▲1.01	
奄美市	74,411	72,910	▲1,501	▲2.02	▲1.01	72,910	▲1,501	▲2.02	▲1.01	
南さつま市	113,743	111,402	▲2,341	▲2.06	▲1.03	111,402	▲2,341	▲2.06	▲1.03	
鹿屋市	95,013	92,712	▲2,301	▲2.42	▲1.22	92,712	▲2,301	▲2.42	▲1.22	
南九州市	120,259	116,704	▲3,555	▲2.96	▲1.49	116,704	▲3,555	▲2.96	▲1.49	
宇検村	83,810	80,016	▲3,794	▲4.53	▲2.29	80,016	▲3,794	▲4.53	▲2.29	
中種子町	98,177	93,380	▲4,797	▲4.89	▲2.47	93,380	▲4,797	▲4.89	▲2.47	
枕崎市	113,699	106,263	▲7,436	▲6.54	▲3.33	106,263	▲7,436	▲6.54	▲3.33	
錦江町	109,415	102,212	▲7,203	▲6.58	▲3.35	102,212	▲7,203	▲6.58	▲3.35	
龍郷町	101,945	94,048	▲7,897	▲7.75	▲3.95	94,048	▲7,897	▲7.75	▲3.95	
伊仙町	69,383	57,212	▲12,171	▲17.54	▲9.19	57,212	▲12,171	▲17.54	▲9.19	
天城町	64,170	47,343	▲16,827	▲26.22	▲14.11	47,343	▲16,827	▲26.22	▲14.11	
長島町	114,000	81,190	▲32,810	▲28.78	▲15.61	81,190	▲32,810	▲28.78	▲15.61	
大和村	116,515	76,509	▲40,006	▲34.34	▲18.97	76,509	▲40,006	▲34.34	▲18.97	
三島村	177,726	101,494	▲76,232	▲42.89	▲24.43	101,494	▲76,232	▲42.89	▲24.43	
県計	98,292	102,203	3,911	3.98	1.97	97,978	▲314	▲0.32	▲0.16	

(注)この表の金額は、低所得者に対する国保税の軽減措置や、一般会計繰入等による市町村独自の負担軽減を反映していないため、被保険者の実際の負担額とは異なる。

2 (1) 一人当たり保険税必要額の前々年度比較伸び率（激変緩和措置前後比較）



	十島村	大崎町	屋久島町	南種子町	いちき串木野市	薩摩川内市	さつま町	伊佐市	東串良町	和泊町	垂水市	西之表市	南大隅町	阿久根市	鹿児島市	湧水町	喜界町	与論町	始良市	指宿市	出水市	知名町	瀬戸内町	霧島市	志布志市	曾於市	徳之島町	日置市	肝付町	奄美市	南さつま市	鹿屋市	南九州市	宇検村	中種子町	枕崎市	錦江町	龍郷町	伊仙町	天城町	長島町	大和村	三島村
■ 激変緩和前	26.9	22.3	19	17.2	17.1	14.5	13.4	10.3	9.46	8.7	8.14	7.94	7.34	7.08	7.05	6.38	6.27	5.39	4.88	4.66	3.2	3.16	2.41	-0.2	-0.2	-0.2	-1.1	-1.8	-2	-2	-2.1	-2.4	-3	-4.5	-4.9	-6.5	-6.6	-7.7	-18	-26	-29	-34	-43
■ 激変緩和後	1.36	1.36	1.36	1.36	1.36	1.36	1.36	1.36	1.36	1.36	1.36	1.36	1.36	1.36	1.36	1.36	1.36	1.36	1.36	1.36	1.36	1.36	1.36	-0.2	-0.2	-0.2	-1.1	-1.8	-2	-2	-2.1	-2.4	-3	-4.5	-4.9	-6.5	-6.6	-7.7	-18	-26	-29	-34	-43

2 (2) 国民健康保険事業費納付金

＜ポイント＞

○ 国民健康保険事業費納付金は、平成30年度以降、市町村が徴収した国保税や市町村向けの公費支援額等を財源として県に納めるものであり、県は、翌年度の保険給付費等を推計した上で、各市町村から徴収する納付金額をそれぞれの市町村の医療費水準(年齢調整後医療費指数)や所得水準等をもとに算定する。

(単位:円)

市 町 村 名	医療給付費分			後期高齢者支援金等分			介護納付金分	計
	一般被保険者分	退職被保険者等分	小計	一般被保険者分	退職被保険者等分	小計		
鹿 児 島 市	11,805,427,872	48,098,230	11,853,526,102	2,997,768,186	13,524,762	3,011,292,948	983,185,089	15,848,004,139
鹿 屋 市	1,962,803,345	11,790,413	1,974,593,758	619,124,681	4,095,929	623,220,610	259,097,034	2,856,911,402
枕 崎 市	596,454,176	3,869,869	600,324,045	156,901,495	1,181,508	158,083,003	54,125,809	812,532,857
阿 久 根 市	534,478,209	3,193,651	537,671,860	111,894,226	807,809	112,702,035	43,221,438	693,595,333
出 水 市	1,446,352,220	6,083,280	1,452,435,500	333,095,190	1,849,507	334,944,697	129,027,829	1,916,408,026
指 宿 市	1,275,678,728	8,124,394	1,283,803,122	318,104,616	2,275,613	320,380,229	114,966,991	1,719,150,342
西 之 表 市	364,164,105	2,127,138	366,291,243	113,906,054	720,172	114,626,226	48,990,573	529,908,042
垂 水 市	379,860,298	3,866,088	383,726,386	86,555,190	947,182	87,502,372	43,889,068	515,117,826
薩 摩 川 内 市	1,755,323,641	12,895,366	1,768,219,007	435,600,671	3,401,162	439,001,833	145,981,718	2,353,202,558
日 置 市	1,025,796,725	8,185,254	1,033,981,979	280,493,278	2,153,198	282,646,476	82,723,244	1,399,351,699
曾 於 市	972,355,512	4,986,638	977,342,150	264,515,847	1,401,369	265,917,216	106,088,222	1,349,347,588
霧 島 市	2,530,660,469	12,621,789	2,543,282,258	654,785,696	4,072,705	658,858,401	219,057,925	3,421,198,584
いちき串木野市	617,089,119	4,893,448	621,982,567	145,933,039	1,246,148	147,179,187	51,237,701	820,399,455
南 さ つ ま 市	941,675,517	6,165,088	947,840,605	217,177,715	1,777,180	218,954,895	78,178,655	1,244,974,155
志 布 志 市	731,452,738	4,133,670	735,586,408	218,225,041	1,447,946	219,672,987	87,678,973	1,042,938,368
奄 美 市	858,380,210	2,570,583	860,950,793	257,058,270	1,035,465	258,093,735	106,731,222	1,225,775,750
南 九 州 市	1,105,193,060	5,026,416	1,110,219,476	279,812,447	1,483,722	281,296,169	124,791,652	1,516,307,297
伊 佐 市	656,180,415	3,205,433	659,385,848	149,863,230	900,977	150,764,207	55,239,656	865,389,711
始 良 市	1,517,256,990	8,690,547	1,525,947,537	457,450,225	2,539,418	459,989,643	127,536,540	2,113,473,720
三 島 村	15,206,821	28,859	15,235,680	4,868,945	19,223	4,888,168	1,769,282	21,893,130
十 島 村	22,543,582	0	22,543,582	5,226,276	0	5,226,276	2,203,567	29,973,425
さ つ ま 町	529,952,693	3,645,234	533,597,927	131,519,323	993,873	132,513,196	39,432,336	705,543,459
長 島 町	321,310,311	806,824	322,117,135	88,838,947	352,485	89,191,432	38,455,659	449,764,226
湧 水 町	216,170,236	1,507,506	217,677,742	61,623,490	489,266	62,112,756	21,411,349	301,201,847
大 崎 町	304,900,731	974,656	305,875,387	97,127,839	342,225	97,470,064	36,489,944	439,835,395
東 串 良 町	218,726,487	612,579	219,339,066	64,295,353	189,913	64,485,266	29,085,547	312,909,879
錦 江 町	227,100,499	864,299	227,964,798	59,747,818	234,278	59,982,096	28,750,284	316,697,178
南 大 隅 町	191,918,564	687,832	192,606,396	49,169,573	184,129	49,353,702	21,052,826	263,012,924
肝 付 町	373,318,402	2,497,163	375,815,565	89,979,056	1,309,409	91,288,465	36,388,367	503,492,397
中 種 子 町	201,751,498	948,482	202,699,980	76,493,013	372,708	76,865,721	34,197,730	313,763,431
南 種 子 町	130,051,467	471,396	130,522,863	45,501,220	154,932	45,656,152	18,647,181	194,826,196
屋 久 島 町	246,893,106	950,237	247,843,343	100,684,995	394,970	101,079,965	40,505,244	389,428,552
大 宇 和 村	30,387,347	77,616	30,464,963	8,948,458	30,637	8,979,095	3,901,927	43,345,985
宇 検 村	44,220,863	48,331	44,269,194	12,126,969	17,859	12,144,828	4,176,478	60,590,500
瀬 戸 内 町	198,433,270	766,787	199,200,057	50,753,995	362,017	51,116,012	20,494,880	270,810,949
龍 郷 町	142,985,602	306,195	143,291,797	39,106,517	94,443	39,200,960	14,434,773	196,927,530
喜 界 町	142,848,525	467,590	143,316,115	59,441,984	211,685	59,653,669	21,485,112	224,454,896
徳 之 島 町	219,086,393	361,285	219,447,678	71,462,954	149,244	71,612,198	32,117,845	323,177,721
天 城 町	112,669,802	111,093	112,780,895	35,762,533	39,366	35,801,899	18,534,186	167,116,980
伊 仙 町	127,698,946	827,993	128,526,939	45,202,009	357,523	45,559,532	19,996,437	194,082,908
和 泊 町	175,063,774	850,511	175,914,285	76,243,456	389,155	76,632,611	28,239,141	280,786,037
知 名 町	163,063,132	631,786	163,694,918	57,691,735	237,259	57,928,994	22,592,137	244,216,049
与 論 町	137,845,159	825,309	138,670,468	57,193,688	446,328	57,640,016	28,460,983	224,771,467
計	35,570,730,559	179,796,858	35,750,527,417	9,487,275,243	54,234,699	9,541,509,942	3,424,572,554	48,716,609,913

2 (3) 標準保険料率

<ポイント>

- 標準保険料率は、都道府県内全ての市町村の標準的な水準を表す「都道府県標準保険料率」(算定方式は全国統一で2方式)と、市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す「市町村標準保険料率」(本県の算定方式は3方式)がある。
- 市町村標準保険料率は、各市町村の納付金額を基礎額として、市町村ごとに個別事情の加減算(推計可能な市町村向けの公費支援額等の減算や保健事業費の加算等)を行った額を市町村ごとの標準的な収納率で割り戻すなどにより算出し、各市町村が国保税率を決定する際に参考とするために県が示すものである。

○都道府県標準保険料率

都道府県名	区 分	所得割率	均等割額
鹿児島県	医療給付費分	8.08%	45,921円
	後期高齢者支援金等分	2.40%	13,572円
	介護納付金分	2.02%	15,085円

○市町村標準保険料率

市町村名	区 分	所得割率	均等割額	平等割額
鹿児島市	医療給付費分	8.74%	35,545円	24,987円
	後期高齢者支援金等分	2.33%	9,440円	6,636円
	介護納付金分	1.97%	10,291円	5,088円
鹿屋市	医療給付費分	7.23%	29,408円	20,673円
	後期高齢者支援金等分	2.37%	9,598円	6,747円
	介護納付金分	2.41%	12,623円	6,240円
枕崎市	医療給付費分	8.00%	32,528円	22,867円
	後期高齢者支援金等分	2.39%	9,665円	6,794円
	介護納付金分	1.91%	9,986円	4,937円
阿久根市	医療給付費分	8.66%	35,214円	24,755円
	後期高齢者支援金等分	2.13%	8,612円	6,054円
	介護納付金分	1.83%	9,586円	4,739円
出水市	医療給付費分	6.86%	27,886円	19,604円
	後期高齢者支援金等分	2.27%	9,174円	6,449円
	介護納付金分	2.03%	10,593円	5,237円
指宿市	医療給付費分	8.51%	34,622円	24,339円
	後期高齢者支援金等分	2.46%	9,952円	6,996円
	介護納付金分	1.91%	9,999円	4,943円
西之表市	医療給付費分	5.84%	23,726円	16,679円
	後期高齢者支援金等分	2.21%	8,936円	6,282円
	介護納付金分	1.75%	9,129円	4,513円
垂水市	医療給付費分	8.49%	34,541円	24,281円
	後期高齢者支援金等分	2.15%	8,689円	6,108円
	介護納付金分	2.31%	12,055円	5,960円
薩摩川内市	医療給付費分	8.31%	33,792円	23,755円
	後期高齢者支援金等分	2.17%	8,787円	6,177円
	介護納付金分	1.87%	9,752円	4,821円
日置市	医療給付費分	8.39%	34,130円	23,993円
	後期高齢者支援金等分	2.47%	9,987円	7,021円
	介護納付金分	1.95%	10,193円	5,039円
曾於市	医療給付費分	8.28%	33,683円	23,679円
	後期高齢者支援金等分	2.50%	10,117円	7,112円
	介護納付金分	2.13%	11,143円	5,509円
霧島市	医療給付費分	7.88%	32,023円	22,511円
	後期高齢者支援金等分	2.36%	9,548円	6,712円
	介護納付金分	2.03%	10,600円	5,241円
いちき串木野市	医療給付費分	8.39%	34,129円	23,992円
	後期高齢者支援金等分	2.27%	9,187円	6,459円
	介護納付金分	2.03%	10,603円	5,242円
南さつま市	医療給付費分	9.03%	36,699円	25,799円
	後期高齢者支援金等分	2.41%	9,755円	6,858円
	介護納付金分	2.13%	11,130円	5,502円
志布志市	医療給付費分	6.67%	27,124円	19,068円
	後期高齢者支援金等分	2.35%	9,507円	6,683円
	介護納付金分	1.96%	10,242円	5,063円

市町村名	区 分	所得割率	均等割額	平等割額
奄美市	医療給付費分	5.83%	23,714円	16,670円
	後期高齢者支援金等分	2.26%	9,132円	6,420円
	介護納付金分	1.85%	9,671円	4,781円
南九州市	医療給付費分	8.15%	33,158円	23,309円
	後期高齢者支援金等分	2.40%	9,705円	6,823円
	介護納付金分	2.10%	10,982円	5,429円
伊佐市	医療給付費分	8.48%	34,497円	24,250円
	後期高齢者支援金等分	2.17%	8,787円	6,177円
	介護納付金分	2.11%	11,013円	5,444円
始良市	医療給付費分	7.96%	32,358円	22,747円
	後期高齢者支援金等分	2.60%	10,548円	7,415円
	介護納付金分	2.24%	11,724円	5,796円
三島村	医療給付費分	6.90%	28,051円	19,719円
	後期高齢者支援金等分	3.30%	13,372円	9,400円
	介護納付金分	3.03%	15,818円	7,820円
十島村	医療給付費分	4.22%	17,152円	12,058円
	後期高齢者支援金等分	1.44%	5,836円	4,102円
	介護納付金分	1.16%	6,080円	3,006円
さつま町	医療給付費分	8.71%	35,419円	24,899円
	後期高齢者支援金等分	2.28%	9,231円	6,489円
	介護納付金分	1.66%	8,666円	4,284円
長島町	医療給付費分	5.18%	21,063円	14,807円
	後期高齢者支援金等分	2.31%	9,337円	6,564円
	介護納付金分	1.96%	10,271円	5,078円
湧水町	医療給付費分	7.22%	29,356円	20,637円
	後期高齢者支援金等分	2.40%	9,713円	6,828円
	介護納付金分	2.01%	10,509円	5,195円
大崎町	医療給付費分	7.13%	28,985円	20,376円
	後期高齢者支援金等分	2.36%	9,558円	6,719円
	介護納付金分	2.00%	10,468円	5,175円
東串良町	医療給付費分	8.11%	32,968円	23,176円
	後期高齢者支援金等分	2.40%	9,731円	6,841円
	介護納付金分	2.05%	10,727円	5,303円
錦江町	医療給付費分	7.92%	32,211円	22,644円
	後期高齢者支援金等分	2.35%	9,525円	6,696円
	介護納付金分	2.16%	11,292円	5,582円
南大隅町	医療給付費分	8.11%	32,994円	23,194円
	後期高齢者支援金等分	2.22%	9,010円	6,334円
	介護納付金分	1.92%	10,038円	4,962円
肝付町	医療給付費分	8.31%	33,794円	23,756円
	後期高齢者支援金等分	2.06%	8,351円	5,871円
	介護納付金分	1.90%	9,926円	4,907円

市町村名	区 分	所得割率	均等割額	平等割額
中種子町	医療給付費分	5.34%	21,711円	15,262円
	後期高齢者支援金等分	2.69%	10,907円	7,667円
	介護納付金分	2.27%	11,842円	5,854円
南種子町	医療給付費分	6.23%	25,340円	17,813円
	後期高齢者支援金等分	2.38%	9,631円	6,770円
	介護納付金分	1.86%	9,702円	4,796円
屋久島町	医療給付費分	5.14%	20,883円	14,680円
	後期高齢者支援金等分	2.45%	9,937円	6,986円
	介護納付金分	2.12%	11,102円	5,488円
大和村	医療給付費分	6.70%	27,252円	19,158円
	後期高齢者支援金等分	2.16%	8,740円	6,144円
	介護納付金分	1.92%	10,046円	4,966円
宇検村	医療給付費分	6.66%	27,087円	19,042円
	後期高齢者支援金等分	2.40%	9,721円	6,834円
	介護納付金分	1.86%	9,736円	4,813円
瀬戸内町	医療給付費分	5.45%	22,157円	15,576円
	後期高齢者支援金等分	2.06%	8,349円	5,869円
	介護納付金分	1.87%	9,756円	4,823円
龍郷町	医療給付費分	7.93%	32,237円	22,662円
	後期高齢者支援金等分	2.30%	9,304円	6,540円
	介護納付金分	1.91%	9,959円	4,923円
喜界町	医療給付費分	4.84%	19,662円	13,822円
	後期高齢者支援金等分	2.45%	9,914円	6,969円
	介護納付金分	1.87%	9,775円	4,832円
徳之島町	医療給付費分	5.46%	22,205円	15,610円
	後期高齢者支援金等分	2.24%	9,081円	6,384円
	介護納付金分	2.06%	10,752円	5,315円
天城町	医療給付費分	3.93%	15,991円	11,241円
	後期高齢者支援金等分	2.05%	8,308円	5,840円
	介護納付金分	2.06%	10,745円	5,312円
伊仙町	医療給付費分	5.33%	21,665円	15,230円
	後期高齢者支援金等分	2.63%	10,641円	7,481円
	介護納付金分	2.19%	11,423円	5,647円
和泊町	医療給付費分	5.54%	22,508円	15,823円
	後期高齢者支援金等分	2.61%	10,564円	7,427円
	介護納付金分	1.98%	10,356円	5,120円
知名町	医療給付費分	5.74%	23,331円	16,401円
	後期高齢者支援金等分	2.36%	9,556円	6,718円
	介護納付金分	2.02%	10,573円	5,227円
与論町	医療給付費分	4.33%	17,619円	12,386円
	後期高齢者支援金等分	2.66%	10,766円	7,568円
	介護納付金分	2.23%	11,638円	5,754円

2 (4) 国民健康保険保険給付費等交付金 (普通交付金)

<ポイント>

- 国民健康保険保険給付費等交付金(普通交付金)は、平成30年度以降、市町村が療養の給付等に要する費用を支払うために必要な額を全額県から市町村へ交付するものである。

市 町 村 名	普通交付金額(円)
鹿 児 島 市	45,700,138,820
鹿 屋 市	7,833,570,264
枕 崎 市	2,778,942,404
阿 久 根 市	2,512,361,277
出 水 市	5,123,144,751
指 宿 市	4,577,921,875
西 之 表 市	1,573,152,657
垂 水 市	1,652,782,114
薩 摩 川 内 市	8,329,059,701
日 置 市	4,322,761,854
曾 於 市	3,963,405,679
霧 島 市	10,327,352,712
いちき串木野市	3,006,009,069
南 さ つ ま 市	3,816,590,065
志 布 志 市	2,654,687,950
奄 美 市	3,631,418,243
南 九 州 市	4,297,703,928
伊 佐 市	2,967,215,436
始 良 市	7,242,194,590
三 島 村	43,848,896
十 島 村	61,795,250
さ つ ま 町	2,185,381,427

市 町 村 名	普通交付金額(円)
長 島 町	1,121,001,604
湧 水 町	947,910,625
大 崎 町	1,359,921,276
東 串 良 町	739,022,809
錦 江 町	987,796,459
南 大 隅 町	861,526,543
肝 付 町	1,753,689,982
中 種 子 町	826,735,190
南 種 子 町	540,241,290
屋 久 島 町	1,158,008,240
大 和 村	173,750,182
宇 検 村	197,306,167
瀬 戸 内 町	1,096,433,903
龍 郷 町	559,743,152
喜 界 町	646,151,330
徳 之 島 町	1,078,570,811
天 城 町	724,434,224
伊 仙 町	770,045,540
和 泊 町	572,631,914
知 名 町	699,329,619
与 論 町	508,984,933
計	145,924,674,755

鹿児島県国民健康保険運営方針＜概要版＞

「Ⅲ 市町村における保険料(税)の標準的な算定方法」のみ抜粋

平成29年11月 鹿児島県

III 市町村における保険料(税)の標準的な算定方法①

県国保運営方針
＜概要版＞より

1 現状

- 現行の保険料(税)算定方式 → 3方式:12市町村, 4方式:31市町村
- 応能割と応益割 → 応能割と応益割の割合は, 50:50が基本

■平成27年度 本県市町村国保の
応能割, 応益割の割合(医療分)

応能割	応能割		応益割	応益割	
	所得割	資産割		均等割	平等割
51.13%	47.77%	3.36%	48.87%	30.46%	18.41%

- 賦課限度額 → 地方税法施行令第56条の88の2に定める額と同額で設定

■平成29年度賦課限度額

基礎賦課分	54万円
後期高齢者支援金等賦課分	19万円
介護納付金賦課分	16万円

2 標準的な保険料(税)算定方針

- 基礎的な算定方針

算定方針等

- ① 本県においては, 当面, 統一の保険料水準とはしない(※統一に向けては引き続き検討)。
- ② 本県においては, 当面, 高額医療費を共同で負担するための調整は行わない(※引き続き検討)。
- ③ 納付金として集める対象範囲は療養の給付のみとし, 出産育児一時金, 葬祭費等に拡大しない。

III 市町村における保険料(税)の標準的な算定方法②

県国保運営方針
＜概要版＞より

○ 主に納付金の算定に必要な係数, 方針

項目	算定方針等
① α の設定の仕方	保険料水準を当面統一化しないため, $\alpha = 1$ を基本 (激変緩和で α の調整は基本行わない)
② β の設定の仕方	β = 本県の所得係数(H28=0.649(医療分))を基本 (激変緩和で β の調整は基本行わない)
③ 賦課限度額	地方税法施行令に示されている限度額とする。 (H29: 医療分54万円, 後期分19万円, 介護分16万円)
④ 保険者努力支援制度(県分)の取扱い	納付金総額から差し引く。
⑤ 所得のシェアや人数のシェアで納付金の配分を行う際の算定方式	世帯数を勘案する(=3方式)。

○ 主に標準保険料率の算定に必要な係数, 方針

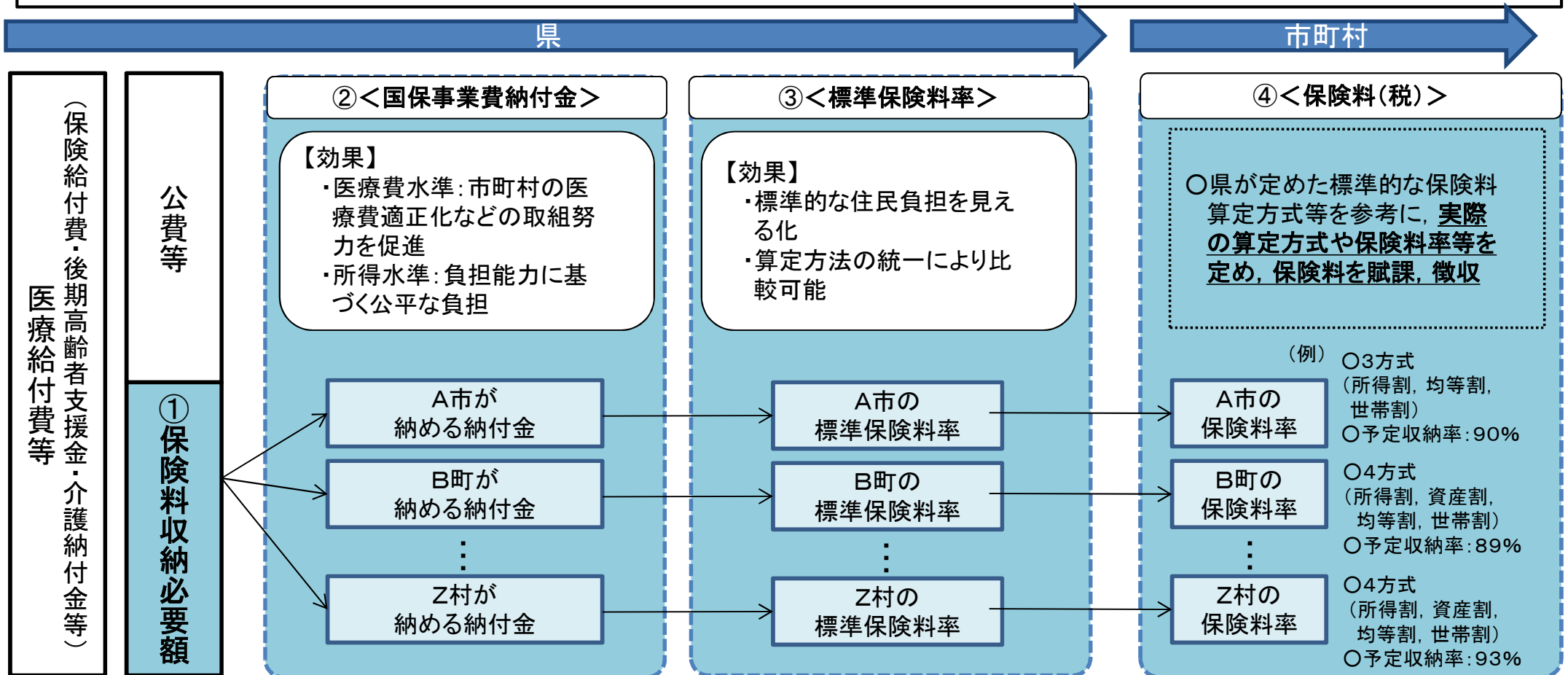
項目	算定方針等
① 標準的な収納率	各市町村の実態に応じた収納率とし, 直近3か年の平均値により設定
② 標準的な算定方式	3方式
③ 所得割指数, 資産割指数, 均等割指数, 平等割指数	所得割指数=1.0 均等割指数=0.7 平等割指数=0.3
④ 県繰入金を活用した激変緩和措置の調整する範囲	県が一定割合を設定

III 市町村における保険料(税)の標準的な算定方法③

県国保運営方針
＜概要版＞より

標準的な保険料(税)算定のイメージ

- 県は、財政運営の責任主体として医療給付費を県全体で賄うために、
 - ① 医療給付費等の見込みに見合う「保険料収納必要額」を算出
 - ② 各市町村が県に納める額(国保事業費納付金)を決定(医療費水準, 所得水準を考慮)
 - ③ 標準的な保険料の算定方法(算定方式, 市町村規模別の収納目標等), 市町村ごとの標準保険料率を示す
- 市町村は、
 - ④ 県が示した標準保険料率等(③)を参考に, 実際の保険料算定方式や保険料率等を定め, 保険料を賦課・徴収



III 市町村における保険料(税)の標準的な算定方法④

県国保運営方針
＜概要版＞より

3 激変緩和措置

- 市町村ごとの納付金の額を決定する際の α , β の設定
 - ・ α , β の値の調整による激変緩和措置は行わないことを基本とする(本県では、「 $\alpha = 1$ 」「 $\beta : 1$ 」が基本)。
- 県繰入金金の活用
 - ・ 市町村ごとの状況に応じたきめ細やかな対応を行うため、県繰入金金の活用により激変緩和措置を行う。
 - ・ 県繰入金金を活用した激変緩和措置については、平成28年度と当該年度の1人当たり保険料(税)必要額を比較した上で、県が毎年度「一定割合」を定め、それを超える場合に行う。
 - ・ 県繰入金金を活用した激変緩和措置は平成30年度から平成35年度までの6年間実施することを基本とする。
- 財政安定化基金(特例基金)の活用
 - ・ 県繰入金金の活用による激変緩和措置を行う際は、他の市町村へ影響が出ないように特例基金を活用する。

